

## 健康調査票説明書

- 1 毎日、検温と症状の確認をし、健康調査票に記入のうえ、学校に持参させてください。
- 2 次の場合は、出席停止となりますので、学校に連絡してください。  
【学校への連絡事項】・症状が始めた日・受診した医療機関名と受診日・医師や保健所の指示について

### 【出席停止に該当するもの】

- (1) 健康調査票の、風邪の症状や発熱（下の【発熱の基準】をご確認ください）、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）
- (2) 濃厚接触者又は検査対象者等について
  - ・児童生徒が濃厚接触者となった場合【この場合、次のいずれかに該当すれば登校できる。①陽性者との最終接触日を「0日」として5日が過ぎるまで（6日目解除）。7日を過ぎるまでは、検温等の健康状態の確認を行う。②最終接触日を「0日」とし、2日目と3日目に実施した新型コロナウイルス感染症の検査で陰性（－）が確認された場合、3日目の検査後から登校できる③保健所や医療機関が登校を許可した日】
  - ・児童生徒の同居家族が濃厚接触者となり、当該同居家族に発熱や症状がある場合。【この場合、児童生徒の登校再開については、濃厚接触者の健康観察期間終了後、又は、当該濃厚接触者が新型コロナウイルス感染症の検査（医療機関や自宅でのPCR検査、抗原検査）により陰性（－）となった場合、可能です。また、当該同居家族に発熱や症状がない場合は登校可となります。児童生徒を欠席させる場合は出席停止扱いとしますので、学校へご連絡ください。】

### ＜出席停止としない場合の事例＞

- ・児童生徒や同居家族が、新型コロナウイルス感染症以外の理由で入院するために検査を行う場合
  - ・同居家族が医師や保健所の指示でなく、発熱や症状のない状態で自主的な検査を行っている場合
  - ・同居家族の勤務先が医療機関である等の理由で検査を実施する場合
  - ・同居家族が海外から帰国し空港での検査の結果は陰性であったため、自宅待機となっている場合
  - (3) 児童生徒の同居家族が発熱や症状があり、かつ、医師の指示や保健所の指導で、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査等）を受ける場合
  - (4) 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
  - (5) 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合
  - (6) 保護者からの申し出により、児童生徒の同居家族に高齢者や基礎疾患があるなどの合理的な理由があると校長が判断する場合、又は当面の間において、感染への不安によりお子様の登校を控えると保護者から申し出があった場合
  - (7) 児童生徒が新型コロナワクチン接種を受ける時又は新型コロナワクチン接種による副反応が出た時に学校を休む場合
  - (8) 児童生徒が新型コロナウイルス感染症の検査で陽性だった場合（PCR検査、抗原検査又は自主療養届出システムで陽性となった者をいう（医療機関が検査をせずに陽性と診断した「みなし陽性」を含む）。
  - (9) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）と診断され、罹患後症状により学校を休む場合
- ※ 発熱がなく、風邪の症状のみでも出席停止となります。

- 3 健康観察をもとに風邪の症状がある場合は、インフルエンザの可能性もふまえ、12～48時間以内にかかりつけ医等に電話で受診等の時期について相談してください。

### 【発熱の基準】

#### ① 平熱が37.0度未満の場合

検温の結果、体温が37.5度以上の中は、体調不良がなくても、出席停止とします。  
感染症法では、発熱とは37.5度以上と定義されていますが、検温した結果、体温が37.5度未満であっても、平熱より0.5度以上高く、かつ、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、発熱の可能性があるため、出席停止とします。

#### ② 平熱が37.0度以上の場合

平熱より0.5度以上高い場合は、症状がなくても出席停止とします。検温した結果、体温の上昇が平熱より0.5度未満であっても、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、出席停止とします。これまでに保護者からかかりつけ医等にお子様の平熱や発熱の基準について相談したことがあれば、学校にご連絡ください。

※「①」「②」で出席停止となった場合は、保護者からかかりつけ医等に受診や電話等で相談し、登校の可否を確認し、学校にご連絡ください。

- 4 次のいずれかに当たる場合、藤沢コロナ受診相談センターにご相談ください。

・味覚・嗅覚障害、強いだるさなどがある・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者など  
**藤沢コロナ受診相談センター 50-8200（毎日 9:00~21:00）**

- 5 (1) 医療機関を受診している場合は、医師の指示に従いますので、学校にご連絡ください。  
(2) 医療機関を受診していない場合は、症状がなくなった日から登校可としますので、学校にご連絡ください。
- 6 出席停止の対象となる風邪症状と区別するため、日常からアレルギー性鼻炎や喘息等による咳がみられる場合は、健康調査票のメモ欄を利用するなどして、事前に学校に連絡してください。その際、できる限りかかりつけ医に登校の可否について電話で相談し、その結果を学校に連絡してください。
- 7 お子様の様子で健康面以外にも気になることやご心配の点がございましたら、遠慮なく学校まで相談してください。